

いわき市水道局発注の総合評価方式 一般競争入札への参加手続きについて

総合評価方式は一般競争入札における方式ですので、「いわき市水道局発注の
建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて（郵便等による入札 版）」
と併せてご覧ください。

令和 5年 6月現在

いわき市水道局総務課

電 話 0246 (22) 9315

FAX 0246 (21) 4644

目 次

1 総合評価方式の概要【P 1～P 2】

- (1) 総合評価方式とは
- (2) 総合評価の方法
- (3) 落札者等の決定
- (4) 対象工事
- (5) 総合評価方式の型式
- (6) 低入札価格調査制度

2 評価項目と配点【P 3～P 6】

- (1) 簡易型の評価項目及び配点並びに評価基準及び評価点
- (2) 標準型の評価項目及び配点並びに評価基準

3 実際の手続き【P 7～P 12】

- (1) 公告、設計図書及び様式について
- (2) 提出書類の作成
- (3) 郵送
- (4) 技術評価点の採点
- (5) 開札
- (6) くじ引き
- (7) 低入札価格調査
- (8) 再度の入札
- (9) 入札結果の公表

4 無効及び失格事由【P 13】（「入札心得（総合評価・郵便用）」より抜粋）

- (1) 無効事由
- (2) 失格事由

5 契約にあたっての留意事項【P 14】

- (1) 配置予定技術者について
- (2) 主任技術者等を配置できない場合の措置

6 工事の実施【P 15】

- (1) 履行義務
- (2) 履行できなかった場合の措置

資料

- (1) 【水道局】総合評価方式の申請等に係る留意事項（P 16～P 25）
- (2) 【水道局】総合評価方式の入札参加に係る郵送手続について（P 26）
- (3) 【水道局】総合評価方式について寄せられた質問への回答（P 27～P 28）

1 総合評価方式の概要

(1) 総合評価方式とは

価格だけで評価する落札方式（価格競争方式）と異なり、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格と価格以外の要素を総合的に評価する落札方式のことです。

【参考法令 地方自治法施行令】

第一六七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

(2) 総合評価の方法

入札参加者が提出した申請書等に基づき各評価項目を点数化した得点の合計（標準型については59.5点、特別簡易型（水道施設工事）については43.5点、簡易型については39.5点を上限とする。以下「加算点」という。）に標準点である100点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を入札参加者の入札金額で除して得た数値の大小をもって行います。

【評価値算出方法】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（標準点（100点）＋加算点）}}{\text{入札金額}} \times 1,000,000$$

※ 評価値を算出する式の「×1,000,000」は評価値を見やすくするためのもの。

(3) 落札者等の決定

落札者及び落札候補者（以下「落札者等」という。）は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、上記(2)により得られた評価値が最も高い者とし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより決定します。

【落札者決定の例】

評価項目	配点	A社	B社	C社	D社	E社
加算点合計(A)	59.5点	40.5点	42.0点	42.5点	30.0点	36.0点
標準点(B)	100.0点	100.0点	100.0点	100.0点	100.0点	100.0点
技術評価点(C=A+B)	159.5点	140.5点	142.0点	142.5点	130.0点	136.0点
順位		3	2	1	5	4
入札価格(D)		178,000,000	187,000,000	190,000,000	175,000,000	176,000,000
順位		3	4	5	1	2
評価値(E=C÷D)×1,000,000		0.7893	0.7594	0.7500	0.7429	0.7727
順位		1	3	4	5	2
入札結果		落札	—	—	—	—

(4) 対象工事

総合評価方式の対象となる建設工事は、いわき市水道局建設工事等に係る一般競争入札実施要綱の規定に基づき一般競争入札を実施するもののうち、いわき市水道局建設業者等選定委員会が総合評価方式の適用が必要と認めたものとなります。

(5) 総合評価方式の型式

総合評価方式の型式及び、それぞれの型式を適用する対象工事は次のとおりです。

型式	評価項目	加算点	適用区分
標準型	簡易型の評価項目に加えて品質確保・向上等の施工上の技術提案を評価（全 25 項目）	最大 59.5 点	設計金額 1 億 5,000 万円以上の対象工事から選定して適用
特別簡易型 (水道施設工事)	品質確保の促進のため「手持ち工事量」、水道事業の安定給水の確保のため、水道施設の緊急修繕を評価（全 25 項目）	最大 43.5 点	標準型以外の案件のうち、工事種類が水道施設工事のみの案件に適用
簡易型	簡易な施工計画、同種・類似工事の経験、工事成績などを評価（全 24 項目）	最大 39.5 点	上記以外の案件に適用

(6) 低入札価格調査制度

総合評価方式で行う案件については、最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度を適用して落札者を決定します。

① 低入札価格調査制度

落札者となるべき者の入札金額が次の②の調査基準価格を下回った場合、その者により契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるかどうかについて、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であるかどうかについて調査し、当該契約の内容に適応した履行がされない恐れがあると認められる場合には、当該入札者を落札者とししない制度です。

② 調査基準価格

調査基準価格は、①の低入札価格調査を行う必要を認める基準となる価格です。

総合評価で評価値の最も高い者の入札金額が調査基準価格未満である場合、低入札価格調査に移行します。

③ 失格基準

失格基準は、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると判断する基準です。

総合評価で評価値の最も高い者の入札金額が調査基準価格を下回っている場合、入札書と共に提出した工事費内訳明細書における工事費構成費目が、いわき市水道局低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）第4条の規定に基づく各工事費構成費目に応じた失格基準の金額に満たない場合は「失格」となります。

2 評価項目と配点

(1) 特別簡易型(水道施設工事)の評価項目及び配点並びに評価基準及び評価点【例】

※1～※5の内容は、対象案件ごとに定めた上で、入札公告において提示します。

番号	項目	左記の項目の具体的内容
※1	同種・類似工事	【例】水道施設工事 施工延長〇〇m以上、口径〇〇mm以上のダクタイル鋳鉄管配管工事
※2	同工種工事	【例】水道施設工事
※3	指定部門における優良工事表彰	【例】土木部門（水道施設工事での受賞に限る。）
※4	指定する資格	【例】1級土木施工管理技士 技術士
※5	いわき市内の指定区域	【例】平地区・小名浜地区

① 企業の技術力（10点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
過去15年間の公共工事における同種・類似工事（※1）の施工実績の有無	1.5点	施工実績あり	1.5点
		施工実績なし	0点
過去5年間のいわき市発注※の同工種工事（※2）における工事成績評定点の平均点	4点	75点以上	4点
		73点以上75点未満	3点
		70点以上73点未満	2点
		65点以上70点未満	1点
		65点未満 又は同工種工事の施工実績なし	0点
過去15年間のいわき市発注の指定部門における優良工事表彰（※3）の受賞実績の有無	1点	受賞実績あり	1点
		受賞実績なし	0点
ISO9001又はJISQ9001の認証取得状況	0.5点	取得している。	0.5点
		取得していない。	0点
安全管理	0.5点	過去10年間に、企業として国又は国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰の受賞実績あり	0.5点
		受賞実績がない場合で、建設業労働災害防止協会へ加入している	0.3点
		上記以外	0点
建設キャリアアップシステムの利用	0.5点	利用している	0.5点
		利用していない	0点
いわき市水道局発注の同工種工事の企業における手持ち工事量	2点	契約年度の総合評価方式による受注がない	2点
		契約年度の総合評価方式による受注が1件以上	0点

※「いわき市発注」とは、いわき市長、いわき市水道事業管理者及びいわき市病院事業管理者発注とする。

② 配置予定技術者の技術力（5点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
過去15年間の公共工事における同種・類似工事（※1）の施工実績の有無	2点	監理技術者又は主任技術者としての施工実績あり	2点
		資格を有する現場代理人としての施工実績あり	1点
		施工実績なし	0点
保有する資格	2点	指定する資格（※4）を保有している。 （1級施工管理技士又は技術士等）	2点
		指定する資格（※4）を保有している。 （2級施工管理技士又は技能士等）	1点
		上記以外	0点
指定する資格（※4）の保有年数	1点	10年以上	1点
		10年未満	0点

③ 地域貢献等（18.5点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
環境への配慮	1点	ISO14001又はJISQ14001の認証を取得している。	1点
		ISO14001又はJISQ14001の認証を取得していないが、エコアクション21の認証を取得している。	0.5点
		上記以外	0点
市内業者の活用	1点	ア 市内業者にあつては、当該工事の請負金額の80%以上を市内業者により施工（資材購入等を含む。）	1点
		イ 市外業者にあつては、当該工事の請負金額の50%以上を市内業者により施工（資材購入等を含む。）	
		上記以外	0点
過去15年間のいわき市内における公共工事の施工実績の有無	1点	施工実績あり	1点
		施工実績なし	0点
入札参加者の所在地	1点	入札参加者の本店又は本社が、いわき市内の指定区域（※5）内にある。	1点
		ア 入札参加者の本店又は本社が、いわき市内の指定区域（※5）外にある。	0.5点
		イ 入札参加者の委任先としている支店又は営業所が、いわき市内にある。	
		上記以外	0点
市内における過去3年以上継続したボラ	1点	実績あり	1点

いわき市水道局発注の総合評価方式一般競争入札への参加手続きについて（本編）

ンティア活動又は地域づくり活動の実績の有無		実績なし	0点
福島県次世代育成支援企業認証制度における「働く女性応援」若しくは「仕事と生活の調和」の認証又はいわき市女性活躍推進企業認証制度における認証取得の有無	1点	「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	1点
		「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	0.5点
		「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」のいずれの認証も取得していないが、いわき市女性活躍推進企業認証制度における認証を取得している。	0.3点
		上記以外	0点
消防団への協力	1点	いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている。	1点
		いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けていないが、いわき市消防団に1年以上加入している者を1名以上雇用している。	0.5点
		上記以外	0点
献血への協力	1点	いわき市における献血協力事業者である。	1点
		いわき市における献血協力事業者でない。	0点
いわき市民を雇用している場合において、その者に対する市県民税の特別徴収の実施	1点	特別徴収を行っている。	1点
		特別徴収を行っていない。	0点
次のいずれかに該当する場合（2項目までの評価とする。） ア 法定義務のある企業にあっては法定雇用率以上の障がい者雇用が、法定義務のない企業にあっては障がい者雇用があること。 イ いわき市内において過去1年以内に新卒者又は離職者を1名以上雇用（正規雇用）していること。 ウ いわき市内における従業員数（正規雇用）が1年前より1名以上増えていること。	2点	2項目に該当する。	2点
		1項目に該当する。	1点
		上記以外	0点
次のいずれかに該当する場合 ア いわき市内で東日本大震災以降に災害復旧工事や災害復旧に係る緊急修繕工事の出動実績があること。または、災害によらない口径 350 mm以上の導送配水管の緊急修繕工事の出動実績がある。 イ いわき市水道局と災害時の応援協定	1.5点	ア及びイに該当する。	1.5点
		アにのみ該当する。	1点
		イにのみ該当する。	0.5点
		上記以外	0点

を締結していること。			
前年度1年間のいわき市水道局発注の水道施設の緊急修繕を実施した実績数	5点	21件以上	5点
		6件から20件まで	3点
		1件から5件まで	1点
		実績なし	0点
ふくしま健康経営優良事業所の認定を取得している	1点	取得している	1点
		取得していない	0点

〔注〕「指定区域」とは、次に掲げるいわき市の区域の区分に基づき、入札公告で示す工事場所在る区域をいう。

- ア 平地区
- イ 小名浜地区
- ウ 勿来地区及び田人地区
- エ 常磐地区及び遠野地区
- オ 内郷地区、好間地区及び三和地区
- カ 四倉地区、久之浜地区及び大久地区
- キ 小川地区及び川前地区

④ 品質確保等の確実性（10点）

評価項目	配点	評価基準等
低入札調査基準価格以上の応札	5点	基準価格以上5点、基準価格未満0点
施工計画の適切性	5点	内容により5点を上限として評価

(2) 簡易型の評価項目及び配点並びに評価基準及び評価点【例】

※1～※5の内容は、対象案件ごとに定めた上で、入札公告において提示します。

番号	項目	左記の項目の具体的内容
※1	同種・類似工事	【例】水道施設工事 施工延長〇〇m以上、口径〇〇mm以上のダクト イル铸铁管配管工事
※2	同工種工事	【例】水道施設工事
※3	指定部門における優良工事表彰	【例】土木部門（水道施設工事での受賞に限る。）
※4	指定する資格	【例】1級土木施工管理技士 技術士
※5	いわき市内の指定区域	【例】平地区・小名浜地区

① 企業の技術力（10点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
過去15年間の公共工事における同種・類似工事（※1）の施工実績の有無	2点	施工実績あり	2点
		施工実績なし	0点
過去5年間のいわき市発注※の同工種工事（※2）における工事成績評定点の平均	4点	75点以上	4点
		73点以上75点未満	3点

いわき市水道局発注の総合評価方式一般競争入札への参加手続きについて（本編）

点		70 点以上 73 点未満	2 点
		65 点以上 70 点未満	1 点
		65 点未満 又は同工種工事の施工実績なし	0 点
過去 15 年間のいわき市発注の指定部門における優良工事表彰（※3）の受賞実績の有無	1 点	受賞実績あり	1 点
		受賞実績なし	0 点
I S O 9001 又は J I S Q 9001 の認証取得状況	1 点	取得している。	1 点
		取得していない。	0 点
安全管理	1 点	過去 10 年間に、企業として国又は国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰の受賞実績あり	1 点
		受賞実績がない場合で、建設業労働災害防止協会へ加入している	0.5 点
		上記以外	0 点
建設キャリアアップシステムの利用	1 点	利用している	1 点
		利用していない	0 点

※「いわき市発注」とは、いわき市長、いわき市水道事業管理者及びいわき市病院事業管理者発注とする。

② 配置予定技術者の技術力（5点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
過去 15 年間の公共工事における同種・類似工事（※1）の施工実績の有無	2 点	監理技術者又は主任技術者としての施工実績あり	2 点
		資格を有する現場代理人としての施工実績あり	1 点
		施工実績なし	0 点
保有する資格	2 点	指定する資格（※4）を保有している。 （1級施工管理技士又は技術士等）	2 点
		指定する資格（※4）を保有している。 （2級施工管理技士又は技能士等）	1 点
		上記以外	0 点
指定する資格（※4）の保有年数	1 点	10年以上	1 点
		10年未満	0 点

③ 地域貢献等（14.5点）

評価項目	配点	評価基準	評価点
環境への配慮	1 点	I S O 14001 又は J I S Q 14001 の認証を取得している。	1 点
		I S O 14001 又は J I S Q 14001 の認証を取得していないが、エコアクション 21 の認証を取得している。	0.5 点

いわき市水道局発注の総合評価方式一般競争入札への参加手続きについて（本編）

		上記以外	0点
市内業者の活用	1点	ア 市内業者にあつては、当該工事の請負金額の80%以上を市内業者により施工(資材購入等を含む。)	1点
		イ 市外業者にあつては、当該工事の請負金額の50%以上を市内業者により施工(資材購入等を含む。)	
		上記以外	0点
過去15年間のいわき市内における公共工事の施工実績の有無	1点	施工実績あり	1点
		施工実績なし	0点
入札参加者の所在地	1点	入札参加者の本店又は本社が、いわき市内の指定区域(※5)内にある。	1点
		ア 入札参加者の本店又は本社が、いわき市内の指定区域(※5)外にある。	0.5点
		イ 入札参加者の委任先としている支店又は営業所が、いわき市内にある。	
上記以外	0点		
市内における過去3年以上継続したボランティア活動又は地域づくり活動の実績の有無	1点	実績あり	1点
		実績なし	0点
福島県次世代育成支援企業認証制度における「働く女性応援」若しくは「仕事と生活の調和」の認証又はいわき市女性活躍推進企業認証制度における認証取得の有無	1点	「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	1点
		「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	0.5点
		「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」のいずれの認証も取得していないが、いわき市女性活躍推進企業認証制度における認証を取得している。	0.3点
		上記以外	0点
消防団への協力	1点	いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている。	1点
		いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けていないが、いわき市消防団に1年以上加入している者を1名以上雇用している。	0.5点
		上記以外	0点
献血への協力	1点	いわき市における献血協力事業者である。	1点
		いわき市における献血協力事業者でない。	0点
いわき市民を雇用している場合において、その者に対する市県民税の特別徴収の実	1点	特別徴収を行っている。	1点
		特別徴収を行っていない。	0点

施			
次のいずれかに該当する場合（2項目までの評価とする。） ア 法定義務のある企業にあつては法定雇用率以上の障がい者雇用が、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用があること。 イ いわき市内において過去1年以内に新卒者又は離職者を1名以上雇用（正規雇用）していること。 ウ いわき市内における従業員数（正規雇用）が1年前より1名以上増えていること。	2点	2項目に該当する。	2点
		1項目に該当する。	1点
		上記以外	0点
次のいずれかに該当する場合 ア いわき市内で過去3年間に災害時の出勤実績があること。 イ いわき市内が協定の範囲に含まれている災害時の応援協定をいわき市と締結していること。	1.5点	ア及びイに該当する。	1.5点
		アにのみ該当する。	1点
		イにのみ該当する。	0.5点
		上記以外	0点
過去5年間のいわき市水道局発注の水道施設の修繕等を履行した実績の有無	1点	実績あり	1点
		実績なし	0点
ふくしま健康経営優良事業所の認定を取得している	1点	取得している	1点
		取得していない	0点

〈注〉「指定区域」とは、次に掲げるいわき市の区域の区分に基づき、入札公告で示す工事場所在存する区域をいう。

- ア 平地区
- イ 小名浜地区
- ウ 勿来地区及び田人地区
- エ 常磐地区及び遠野地区
- オ 内郷地区、好間地区及び三和地区
- カ 四倉地区、久之浜地区及び大久地区
- キ 小川地区及び川前地区

④ 品質確保等の確実性（10点）

評価項目	配点	評価基準等
低入札調査基準価格以上の応札	5点	基準価格以上5点、基準価格未満0点
施工計画の適切性	5点	内容により5点を上限として評価

(3) 標準型の評価項目及び配点並びに評価基準

※ 簡易型の評価項目及び評価基準に次の表を加えます。

⑤ 技術提案（上限20点）

いわき市水道局発注の総合評価方式一般競争入札への参加手続きについて（本編）

評価項目	配点	評価基準
技術提案	上限 20点	内容により20点を上限として評価

3 実際の手続き

※ 総合評価方式は一般競争入札における入札方式のひとつですので、「いわき市水道局発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて（郵便等による入札版）」と併せてご確認ください。

(1) 公告、設計図書及び様式について

① 公告の閲覧

市の掲示場、水道局総務課窓口及び、市ホームページに掲載します。

② 設計図書の調達

価格競争方式一般競争入札の手續に準じます。

③ 提出書類の様式

市ホームページにて、価格競争方式一般競争入札と共通する入札書や工事費内訳明細書などの様式(次の(2)－①)に加えて、総合評価方式に関する様式(次の(2)－②)を、公告の関係ファイルとして掲載しますので、ダウンロードしてご使用ください。

(2) 提出書類の作成

初度の入札にご提出いただく書類は、次の①、②及び③のとおりです。

※ 提出された書類については、次のように取り扱います。

- ・ 申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- ・ 申請書等の返却は行わない。
- ・ 原則として、提出後における申請書等の変更、差替え及び再提出は認めない。

① 中封筒に入れて提出する書類（以下「入札書等」という。）

書類	提出の要否
入札書	○
設計図書の調達を証明するものとして、次のいずれかの書類の原本又はその写し ア 設計図書等購入申込書兼購入証明書 イ 設計図書等貸出申込書兼借受証明書 (以下「設計図書の調達を証明する書類」という。)	○
「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写し (開札日現在で有効なものをいわき市に提出している場合は免除。)	必要な場合
工事費内訳明細書	○

② 外封筒に入れて提出する書類（以下「申請書等」という。）

ア 書類の種類

総合評価方式の型式によって、提出する書類が異なります(公告に明記します。)

申請書等及び、関係調書に添付する資料の作成にあたっては、「資料(1)【水道局】

総合評価方式の申請等に係る留意事項」をご確認ください。

様式	書類	提出の要否		
		標準型	特別簡易型(水道施設工事)	簡易型
—	上記①の中封筒	○	○	○
第2号様式	技術評価点申請書	○	○	○
第3号様式	企業の技術力に関する調書	○	○	○
第4号様式	配置予定技術者の技術力に関する調書	○	○	○
第5号様式	地域貢献等に関する調書	○	○	○
第5号様式の2	緊急修繕工事に関する調書	/	○	/
第6号様式	施工計画に関する調書	○	○	○
第7号様式	技術提案に関する調書	○	/	/
—	第3号様式から第6号様式の記載内容を証明するための添付書類	○	○	○
—	第7号様式に添付するA3判までの図面(片面刷り)1枚	任意	/	/

※様式はいわき市水道局建設工事に係る総合評価方式実施要綱に規定する様式名称。

イ 提出時の留意事項

上記②の表中「第3号様式から第6号様式の記載内容を証明するための添付書類」及び「第7号様式に添付するA3判までの図面(片面刷り)1枚」については、それぞれ関連する調書にステープル、ホチキス、クリップ、綴り紐等で留めて提出してください。

③ 特定建設工事共同企業体協定書

特定建設工事共同企業体での参加を希望される方は、「特定建設工事共同企業体協定書」の提出が必要となります。

詳しくは「いわき市水道局発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて(郵便等による入札 版)」5をご確認ください。

(3) 郵送

① 郵送用封筒の作成

総合評価方式における郵送用封筒は、中封筒及び外封筒を作成し、中封筒を外封筒に入れ、二重封筒の状態でご提出いただく必要があります。

中封筒及び外封筒にそれぞれ入れるべき書類の区分については、3-(2)-①及び②に示すとおりです。指定の区分に沿って書類が封入されない場合、入札は無効となりますので、間違えることのないよう、よくご確認ください。

※ 封筒の作成手順については「資料(2)【水道局】総合評価方式の入札参加に係る郵送手

続について」に図解していますので、併せてご確認ください。

また、外封筒を開封する際、誤って中封筒まで開封してしまうのを防ぐため、中封筒は外封筒より小さいものを使用してください。

② 郵送方法

「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法により郵送してください。

郵送方法の詳細は、「いわき市水道局発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて（郵便等による入札 版）」6-(3)をご確認ください。

(4) 技術評価点の採点

郵送期間終了後から開札日までの間に、外封筒を開封し、提出された申請書等について評価を行います。入札書等を封入した中封筒については、開札日まで水道局で保管します。

(5) 開札

中封筒を開封し、入札書等の内容を確認した後に、総合評価方式に基づく確認を行います。

① 評価値の算出

各入札者の入札金額が調査基準価格を下回っているかどうかを確認し、1-(2)の方法により評価値及び順位を決定します。

ただし、入札参加資格を有しない者、予定価格を上回る入札金額を入札書に記載した者については、評価値の算出は行いません。

② 落札者又は落札候補者の決定

評価値の最も高い者の入札金額が調査基準価格を下回っている場合は、3-(7)の低入札価格調査に移行します。評価値の最も高い者の入札金額が調査基準価格を上回っている場合は、その者を落札者又は落札候補者に決定します。

③ 事後審査

入札参加資格に入札後審査資格（一定の施工実績や技術者の経験等）があるため開札中に落札者を決定することができない場合は落札候補者を決定し、入札執行後に資格の審査を行い、その後落札者を決定します。

(6) くじ引き

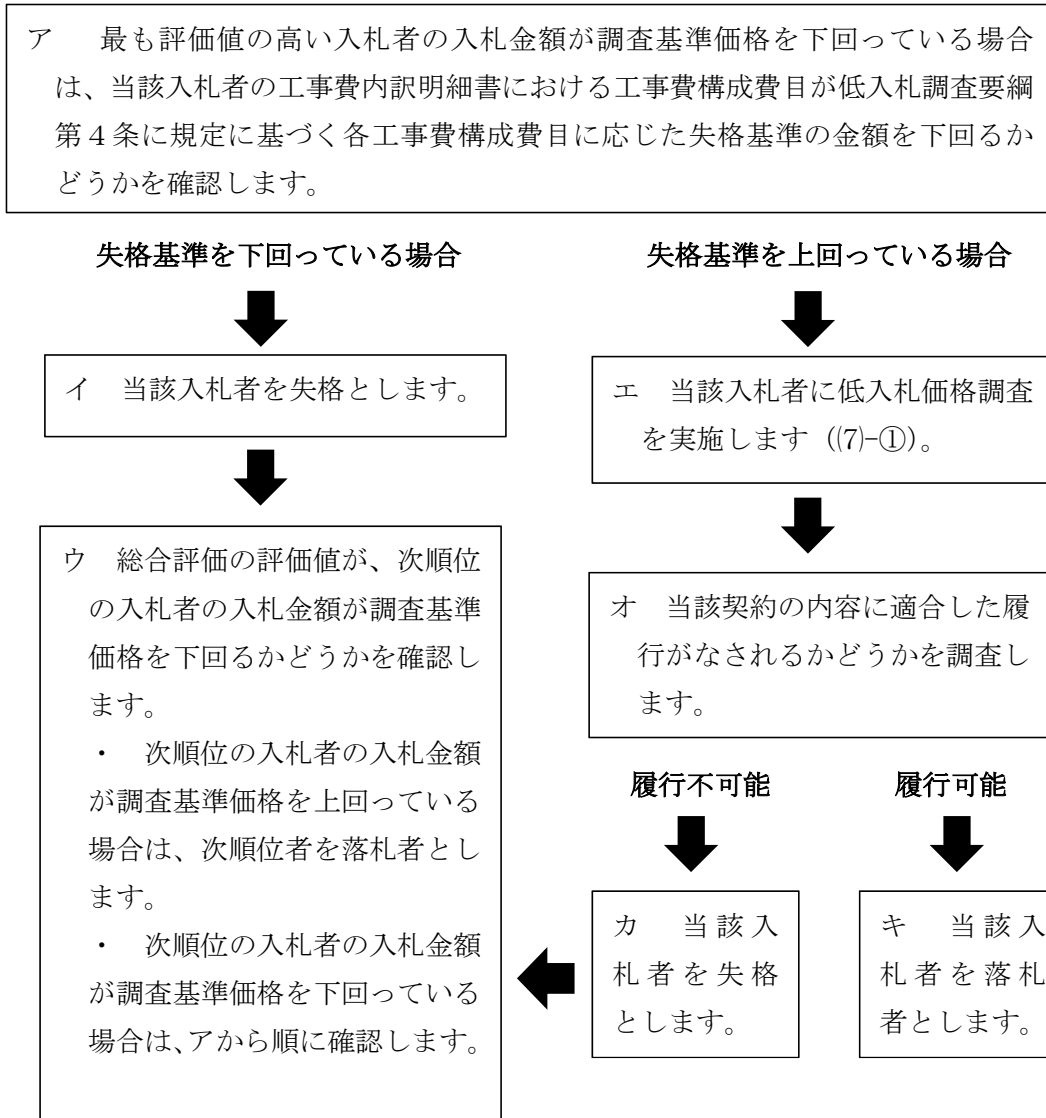
評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者等を決定します。

くじの対象者に入札金額が調査基準価格を下回った者がいる場合は、初めにくじで落札者等となる順位を決定します。くじの結果、第1位の者の入札金額が調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格調査に移行します。

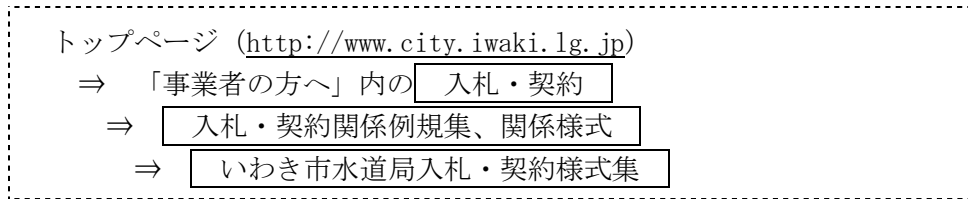
くじの方法は「いわき市水道局発注の建設工事に係る一般競争入札への参加手続きについて（郵便等による入札 版）」9によるものとします。

(7) 低入札価格調査

最も評価値の高い入札者の入札金額が調査基準価格を下回っている場合は、落札決定を保留し、低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施します。



- ① 低入札価格調査に係る資料の提出依頼
調査の対象となった者（以下「調査対象者」という。）に対して、調査に必要な資料（以下「調査資料」という。）の提出を依頼し、提出期限等必要事項を連絡します。
- ② 様式の調達
調査対象者は、市ホームページから必要な様式をダウンロードし、指定した日時までに調査資料を作成して工事担当課へ提出してください。

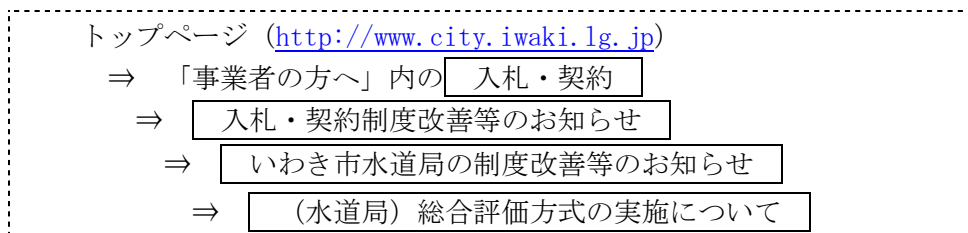


③ 調査資料の作成

調査のためにご提出いただく書類は、次のとおりです。

様式	書類
第1号様式	当該価格で入札した理由書
第2号様式	工事費内訳書
第3号様式	対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況
第4号様式	対象工事に関連する手持ち工事の状況
第5号様式	対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的要件）
第6号様式	対象工事に係る手持ち資材の状況
第7号様式	対象工事に係る手持ち機械・設備の状況
第8号様式	対象工事の資材の購入先及び購入先と入札者との関係
第9号様式	対象工事に係る労務者の確保や配置の内容
第10号様式	過去に施工した公共工事及び公共工事の施工成績
第11号様式	経営状況及び信用状況

調査資料の作成方法や添付資料については、市ホームページに掲載している「【いわき市水道局】低入札価格調査提出書類作成の手引き」をご確認ください。



なお、調査に必要な場合は、ヒアリングを行うほか、追加資料の提出等を求めることがあります。

調査対象者がヒアリングに協力的でない場合、または調査資料及び追加資料の提出を求めた場合において、指定した日時までに提出がない場合は、当該調査対象者を「失格」とします。

④ 提出された書類を元に行った調査等の結果、調査対象者を「失格」とした場合は、調査対象者の次に評価値が高い入札者（以下「次順位者」という。）を落札者とします。

ただし、次順位者の入札金額が調査基準価格を下回っている場合は、次順位者を調査対象者として調査を行い、以下落札者が決定するまで同様の調査を行います。

(8) 再度の入札

初度の入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、郵送等により再度の入札を行います。

① 再度の入札における提出書類

再度の入札にご提出いただく書類は、次のとおりです。

型式	書類
標準型、特別 簡易型(水道施 設工事)及び 簡易型	入札書
	工事費内訳明細書

総合評価方式による場合においては、入札金額のみならず、各工事費構成費目についても確認が必要となることから、通常の価格競争方式一般競争入札と異なり、「入札書」に加え、新たな「工事費内訳明細書」を提出いただくことになります。

工事費内訳明細書が添付されない場合、不備により入札無効となりますので、必ず添付してください。

なお、技術評価点申請書及び関係調書については、改めての提出は必要ありません。また、再度の入札においては、二重封筒により提出する必要はありません。

(9) 入札結果の公表

① 総合評価方式の結果

入札結果及び評価結果は、水道局総務課（水道局本庁舎3階）で閲覧に供するとともに、市ホームページで公表します。

② 調査基準価格を下回った入札が行われ、低入札価格調査を実施した場合の公表内容

ア 開札後

開札の結果、低入札価格調査に移行する場合は、その旨を水道局総務課窓口及び市ホームページにて公表します。

イ 落札者決定後

調査基準価格を下回った入札者名については、入札結果と併せて公表します。

調査の結果については、原則として、入札結果と併せて公表します。

ただし、公表することによって調査対象者に著しい不利益を与える内容又は契約の履行及び他の入札の執行に支障を来すおそれがあるものについては、この限りではありません。

4 無効及び失格条件（「入札心得（総合評価・郵便用）」より抜粋）

(1) 無効事由

- ア 開札日に、公告に定める入札参加資格を有しない者及び有効な経営事項審査結果を得ていない者が行った入札
- イ 公告日から開札日までの間に、いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和59年1月いわき市水道局内訓第1号）に基づく指名停止基準による指名停止を受けた期間がある者が行った入札
- ウ 工事費内訳明細書を提出しない者又は工事費内訳明細書に未記入等の不備があった者が行った入札（再度の入札についても同様とする。）
- エ 工事費内訳明細書の工事費計の金額と入札書の記載金額が一致しない入札（内訳書における1万円未満の金額の端数処理（切下げ、切上げ）を行った場合を除く。）
- オ 設計図書入手していない者が行った入札
- カ 入札書を郵送する前に入札保証金を納付すべき者が納付しないで行った入札
- キ 記名押印を欠く入札
- ク 金額を訂正した入札
- ケ 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札
- コ 同一の郵便入札参加者が2通以上の入札書等を提出した入札
- サ 金額欄に「0円」と記載された入札
- シ 公告及び郵便入札要綱の規定に違反して入札書等を提出した入札
- ス 入札書等に記載の工事名等と封筒に記載の工事名等が一致していない入札
- セ 入札書のほか、公告で指定する書類が同封されていない入札
- ソ 中封筒又は外封筒に、宛先及び差出人の表示がない入札
- タ 中封筒又は外封筒に、局が開封を執行する時限以前に開封されている形跡が認められる入札
- チ 再度の入札における前回の最低入札価格以上の入札
- ツ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- テ その他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した事項に違反した入札

(2) 失格事由

- ア 低入札調査要綱第6条に規定する低入札調査（以下「調査」という。）において、入札価格のうち、工事費内訳明細書における工事費構成費目のいずれかが、低入札調査要綱の規定に基づく各工事費構成費目に応じた失格基準の金額に満たない金額を記載した調査対象者
- イ 指定した日時までに調査にかかる資料を提出しない調査対象者
- ウ 調査に必要なヒアリングに協力的でない調査対象者
- エ 調査に必要な追加資料の提出を求めた場合において、指定した日時までに追加資料を提出しない調査対象者。
- オ 調査又は、調査の結果を受けて開催するいわき市水道局建設業者等選定委員会における審議の結果、当該契約の内容に適合した履行が確保できないと認められた調査対象者
- カ その他管理者が指定した失格とする基準に該当する者

5 契約にあたっての留意事項

(1) 配置予定技術者について

落札者は、入札時に提示した配置予定技術者を、当該工事における主任技術者または監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として配置するものとし、変更は原則として認めません。

ただし、配置予定技術者が監理技術者等となるために必要な資格等（以下「必要資格等」という。）を有しないと認められる等、監理技術者等として配置することができない場合は、次の①及び②を満たす者を配置するものとします。

また、配置予定技術者が、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、変更が真にやむを得ないと認められる場合は、変更後の技術者が次の①及び②を満たす場合にのみ変更を認めるものとします。

- ① 必要資格等を有し、当該工事における監理技術者等として配置することが可能である者であること。
- ② 提示した配置予定技術者と同点以上の評価（同じ評価項目での得点とは限定しない。）を得られること。

落札者は、契約締結までに、変更後の技術者を評価するために必要な確認書類を提出願います。

(2) 監理技術者等を配置できない場合の措置

監理技術者等を配置できない等の理由により、契約を締結することができない場合は、いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱の規定に基づく指名停止措置の対象となります。

6 工事の実施（契約の履行）

(1) 履行義務

落札者が入札時に提示した次の項目のうち、評価された内容については、当該工事の契約内容の一部として履行義務が生じます。

- ① 企業の技術力に関する調書（第3号様式）中「建設キャリアアップシステムの利用の有無」
- ② 地域貢献等に関する調書（第5号様式）中「市内業者の活用」
- ③ 施工計画に関する調書（第6号様式）の記載内容
- ④ 技術提案に関する調書（第7号様式）の記載内容

(2) 履行できなかった場合の措置

履行ができなかった場合は、局と受注者の責任の分担とその内容を明らかにした上で、受注者の責による場合には、次のとおり取り扱われます。

- ① 入札参加資格制限措置
内容に応じ、いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱の規定に基づく指名停止措置の対象となります。
- ② 工事成績評定点
工事成績の評定においてマイナス判定の対象となります。